

#### 第 1 4 7 号議案

足立区事務手数料条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 1 2 月 2 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

#### 足立区事務手数料条例の一部を改正する条例

足立区事務手数料条例（昭和 3 3 年足立区条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項第 1 号中「足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成 2 5 年足立区条例第 1 0 号）第 2 条第 2 号」を「足立区印鑑条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 9 号）第 1 8 条第 3 項」に改める。

#### 付 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 8 号）附則第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成 2 8 年 1 月 1 日）から施行する。

#### （提案理由）

足立区住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。